

別紙 4

適正な給与制度

職員給与費の削減額

単位：千円

項目	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	累積削減額	削減率
職員数	377人	367人	363人	360人	353人	340人		
職員給与費	2,305,732	2,244,572	2,220,108	2,201,760	2,158,948	2,079,440	226,292	9.8%
対前年比較額		61,160	24,464	18,348	42,812	79,508		

一人当たりの給与費：6,116千円（平成18年2月21日公告第4号「さくら市の給与・定員管理の状況」より）

給与構造の見直し

職員給与については、人事院勧告に基づき抜本的に給与構造を改革する必要があります。このため、人事院が示した次の改革すべき事項に基づき給与制度の見直しを行います。

俸給表及び俸給制度の見直し

給与水準を全体として4.8%引き下げ、若手の係員層については引き下げを行わず、中高年齢層について7%引き下げることにより、給与カーブのフラット化を図る。新制度は、平成18年4月1日から適用することとし、経過措置として平成21年度までに段階的に実施することとする。

地域手当の新設

民間賃金の地域格差が適切に反映されるよう、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して地域手当を支給する。なお、本市にあっては地域手当の支給対象外である。

勤務実績の給与への反映

能力・実績に基づく人事管理の土台として、客観的で公平性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度を確立するため、次の制度改革を行う。

- ア 勤務実績に基づく昇給制度の導入
- イ 勤勉手当への実績反映の拡大
- ウ 昇格基準の見直し 等

